

令和2年度 訪問看護推進事業委託仕様書

1 事業目的

在宅医療を支える訪問看護を推進するため、看護職員に対して訪問看護の実践に必要な知識・技術を習得させ、訪問看護を担う人材の育成・確保及び看護の質向上を図ることを目的とする。

2 委託業務

訪問看護師養成講習会および精神科訪問看護研修の実施

(1) 実施内容

1) 訪問看護師養成講習会

ア 目的

訪問看護に必要な基本的知識・技術を習得し、継続した在宅での療養生活を可能にする質の高い看護サービスを提供できる看護職員を育成するための研修を企画・立案し、実施する。

イ 事業内容

・実施方法、実施期間

訪問看護に関心のある看護職（訪問看護従事予定者、医療機関の看護職等）や訪問看護に従事している者を対象として、次の①～③の組み合わせによる講習会を開催する。

①eラーニング（日本訪問看護財団）による学習

②集合研修による講義・演習（4日間）

③訪問看護ステーションでの実習（3日間）

※多くの受講者が参加しやすいように配慮した日程とすること。

・実施内容

講義・演習内容に関しては、訪問看護における各看護（がん看護、小児看護、褥瘡・排泄ケア、緩和ケア、摂食・嚥下障害への看護、ターミナルケア、認知症看護等）の実際や、地域包括ケアシステム構築に関する取組を含むこと。

実習先に関しては、講義で学んだことを定着させ、より高められるような事業所とすること。

・実施体制

研修責任者及び担当者は、地域医療や訪問看護に関する知識を有する者であること。

・定員

30名程度

※研修会場の収容人数超過により受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が

不十分となること等の不利益が受講者に発生しないと判断することができ、かつ、講師の許可を得た場合は、上記定員を超過しても良いものとする。

2) 精神科訪問看護師研修

ア 目的

精神疾患の患者やその家族の地域生活を支え、在宅での療養生活を可能にしていく精神科訪問看護に必要となる基本的知識・技術を習得させ、質の高い看護サービスを提供できる看護職員を育成するための研修を企画・立案し、実施する。

イ 事業内容

・実施方法、実施期間

訪問看護に従事している者や精神科訪問看護に関心のある医療機関の看護職等を対象として、研修会を開催する。

集合研修による講義・演習（3日間 20時間以上） × 2回

※多くの受講者が参加しやすいように配慮した日程とすること。

・実施内容

精神科訪問看護基礎算定療養費が算定できる条件となる、精神保健福祉の現状から制度の活用、地域包括ケアシステム、家族支援、精神疾患と治療、対人関係援助、精神科訪問看護の基礎と実際等の内容で行うこと。

・実施体制

研修責任者及び担当者は、精神科訪問看護に関する知識を有する者であること。

・定員

各回40名程度

※研修会場の収容人数超過により受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が不十分となること等の不利益が受講者に発生しないと判断することができ、かつ、講師の許可を得た場合は、上記定員を超過しても良いものとする。

(2) 打合せ協議の実施及び議事録の作成

本事業の受託者は、本事業の円滑な進捗を図るため、県担当者との協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合は、当該内容について議事録を作成し、県の確認を受けなければならない。

(3) その他

・本委託事業の実施に必要な経費が委託料を上回るが見込まれる場合に限り、県に協議の上、あらかじめ参加費を設定し、受講者から徴収して事業費に充当することが

できる。

- ・(1) 1) の研修担当者は、受講者全員が研修を修了することができるよう、支援を行うよう努めるものとする。
- ・(1) 1) イ①のeラーニングについては、日本訪問看護財団への受講手続き等、必要な調整業務を行うこと。なお、原則、委託料より当該eラーニングの受講料を支払うものとする。
- ・(2) 2) のテキストについては、内容を近畿厚生局奈良事務所と事前協議し、研修時は冊子で受講者に配布できるようにすること。
- ・研修実施後は、受講者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、成果物として実績報告書を奈良県に提出すること。

3 委託期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

4 委託料

2, 531千円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）を上限とする。

内訳）	(1) 訪問看護看護師養成講習会	1, 129千円
	(2) 精神科訪問看護看護師研修	1, 402千円

なお、当該事業に要した経費の実支出額と上限額とのいずれか低い額を受託者に支払うものとする。

5 留意事項

- (1) 委託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。
また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (3) 本業務により得られた成果は、奈良県に帰属するものとする。奈良県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (4) 委託事業の成果物用の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託は県に協議し了解を得た場合に行うことができる。
- (5) 受託者は業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、奈良県の了解を得なければならない。

- (6) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (7) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (8) 受託した業務がすべて完了した時点をもって、直ちにすべてのデータ等を破棄、処分し、一切の内容に関する記録を残してはならない。
- (9) (1)～(8)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。